



宮 崎 県 公 報

平成28年 9 月15日 (木曜日) 第 2829 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	頁
告 示	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 4	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 4	
○指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止…………… (長寿介護課) 4	
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 5	
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令に基づく講習会の登録…………… (衛生管理課) 5	
○保安林の指定予定の通知 (6 件) …………… (自然環境課) 5	
○道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 6	

○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 7	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 7	

公 告

○砂利採取業務主任者試験の実施…………… (産業振興課) 8	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (2 件) …… (農村整備課) 8	
○公共測量の実施…………… (管理課) 9	
○入札公告……………10	
○落札者等の公告 (4 件) ……………11	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について……………12	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………12	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………13	

規 則

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第68号

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則 (平成17年宮崎県規則第 6 号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																					
別記 様式第 1 号 (第 2 条関係) [略]	<table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>申 請 者</td> <td>氏 名 (名称及び代表者の氏名)</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]	申 請 者	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	④	[略]		[略]		別記 様式第 1 号 (第 2 条関係) [略]	<table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>申 請 者</td> <td>氏 名 (名称及び代表者の氏名)</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]	申 請 者	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	④	[略]		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)		[略]		[略]	
[略]	申 請 者	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	④																				
[略]		[略]																					
[略]	申 請 者	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	④																				
[略]		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)																					
[略]		[略]																					
様式第 3 号 (第 2 条、第 3 条関係) [略]	<table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>届 出</td> <td>氏 名 (名称及び代表者の氏名)</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]	届 出	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	④	[略]		[略]		様式第 3 号 (第 2 条、第 3 条関係) [略]	<table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>届 出</td> <td>氏 名 (名称及び代表者の氏名)</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]	届 出	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	④	[略]		[略]					
[略]	届 出	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	④																				
[略]		[略]																					
[略]	届 出	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	④																				
[略]		[略]																					

者	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)										
	[略]										
[略]											

様式第 5 号 (第 3 条関係)

[略]

申 請 者	氏 名 (名称及び代表 者の氏名)	Ⓜ									
	[略]										
	[略]										

[略]

様式第 8 号 (第 5 条関係)

[略]

申 請 者	氏 名 (名称及び代 表者の氏名)	Ⓜ									
	[略]										
	[略]										

[略]

様式第 11 号 (第 5 条関係)

[略]

届 出 者	氏 名 (名称及び代 表者の氏名)	Ⓜ									
	[略]										
	[略]										

[略]

様式第 12 号 (第 5 条関係)

[略]

届 出 者	氏 名 (名称及び代 表者の氏名)	Ⓜ									
	[略]										
	[略]										

[略]

様式第 13 号 (第 6 条関係)

[略]

申 請	氏 名 (名称及び代 表者の氏名)	Ⓜ								
	[略]									

者	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)										
	[略]										
[略]											

様式第 5 号 (第 3 条関係)

[略]

申 請 者	氏 名 (名称及び代表 者の氏名)	Ⓜ									
	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)										
	[略]										

[略]

様式第 8 号 (第 5 条関係)

[略]

申 請 者	氏 名 (名称及び代 表者の氏名)	Ⓜ									
	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)										
	[略]										

[略]

様式第 11 号 (第 5 条関係)

[略]

届 出 者	氏 名 (名称及び代 表者の氏名)	Ⓜ									
	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)										
	[略]										

[略]

様式第 12 号 (第 5 条関係)

[略]

届 出 者	氏 名 (名称及び代 表者の氏名)	Ⓜ									
	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)										
	[略]										

[略]

様式第 13 号 (第 6 条関係)

[略]

申 請	氏 名 (名称及び代 表者の氏名)	Ⓜ								
	[略]									

者	[略]
	[略]
[略]	

様式第14号 (第7条、第11条関係)
[略]

申 告 者	[略]	[略]
	氏 名 (名称及び代表 者の氏名)	㊟
	[略]	
	[略]	
[略]		

様式第18号 (第10条関係)
[略]

申 請 者	[略]	[略]
	氏 名 (名称及び代 表者の氏名)	㊟
	[略]	
[略]		

様式第20号 (第11条関係)
[略]

申 告 者	[略]	[略]
	氏 名 (名称及び代表 者の氏名)	㊟
	[略]	
	[略]	
[略]		

様式第21号 (第12条関係)
[略]

申 請 者	[略]	[略]
	氏 名 (名称及び代 表者の氏名)	㊟
	[略]	
[略]		

様式第23号 (第13条関係)
[略]

者	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	[略]
	[略]	
[略]		

様式第14号 (第7条、第11条関係)
[略]

申 告 者	[略]	[略]
	氏 名 (名称及び代表 者の氏名)	㊟
	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	[略]
	[略]	
[略]		

様式第18号 (第10条関係)
[略]

申 請 者	[略]	[略]
	氏 名 (名称及び代 表者の氏名)	㊟
	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	[略]
[略]		

様式第20号 (第11条関係)
[略]

申 告 者	[略]	[略]
	氏 名 (名称及び代表 者の氏名)	㊟
	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	[略]
	[略]	
[略]		

様式第21号 (第12条関係)
[略]

申 請 者	[略]	[略]
	氏 名 (名称及び代 表者の氏名)	㊟
	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	[略]
[略]		

様式第23号 (第13条関係)
[略]

[略]	届 出 者	[略]	氏 名 (名称及び代表 者の氏名)	㊟
[略]		[略]		
[略]		[略]		

様式第24号 (第13条関係)

[略]	届 出 者	[略]	氏 名 (名称及び代表 者の氏名)	㊟
[略]		[略]		
[略]		[略]		

[略]	届 出 者	[略]	氏 名 (名称及び代表 者の氏名)	㊟	
[略]		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)			
[略]		[略]			[略]

様式第24号 (第13条関係)

[略]	届 出 者	[略]	氏 名 (名称及び代表 者の氏名)	㊟	
[略]		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)			
[略]		[略]			[略]

別記様式第25号中「納付すべき」を「納付(納入)すべき」に、「納付して」を「納付し、又は納入して」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 590号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
アイン薬局おおぬき店	延岡市大貫町 2 丁目11 02番地 4	平成28年 9 月 1 日
いろは薬局	日向市亀崎西 2 丁目 1 55番地 2	平成28年 9 月 1 日
訪問看護ステーション友	都城市甲斐元町11街区 4 号	平成28年 8 月 1 日
医療法人如月会訪問看護ステーションひなた	児湯郡高鍋町大字高鍋 町 694- 1 メゾンサ ティール 1 階 1 号室	平成28年 8 月 1 日

宮崎県告示第 591号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2 (中国残留邦人

等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
株式会社おおぬき タウン薬局	延岡市大貫町 2 丁目11 02番地 4	平成28年 8 月31日

宮崎県告示第 592号

介護保険法(平成 9 年法律第 123号)第84条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成28年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保 険事業 所番号	指定居宅介護支援 事業 所		指定居宅介護支援 事業 者		効力停止の 内容	効力停止の 期間	サービ スの種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地			
4570800559	居宅介護支援 ふるり	宮崎県西都市調 殿 393番地 3	合同会社ふるり	宮崎県西都市調 殿 393番地 3	3 か月間の新規 利用受入停止及 び 3 か月間の介 護報酬の請求上 限 7 割（報酬の 3 割減額）	平成28年10月 1 日から平成28年 12月31日まで	居宅介護支援

宮崎県告示第 593号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成28年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指定障害児通所 支 援 事 業 所		指定障害児通所 支 援 事 業 者		指 定 年 月 日	事業等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4552000285	はぐはぐ子ども村 高鍋	児湯郡高鍋町大字 上江7785番地	特定非営利活動法 人ふぁむ・ふぁー む	児湯郡木城町石河 内 788番地11	平成28年 9 月 1 日	児童発達支援、 放課後等デイサ ービス、保育所 等訪問支援

宮崎県告示第 594号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成 3 年政令第52号）第10条の規定により、講習会を次のとおり登録した。

平成28年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地
公益社団法人宮崎県食品衛生協会 宮崎市別府町 3 番 1 号
- 講習会の実施期間
平成29年 1 月31日から同年 2 月 2 日まで

宮崎県告示第 595号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町五丁目柿谷3091- 1、3091- 2、3091- 7 から3091- 10まで、3091- 12
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 596号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 宮崎市田野町字白砂ヶ尾乙2402- 18、乙2402- 19、乙2402- 43、乙2402- 49、乙2402- 51、乙2402- 55、乙2402- 56、乙2402- 67、乙2402- 69、乙2402- 176、乙2402- 177
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 597号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年9月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字上米良字二畝之谷 422-11
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字二畝之谷 422-11 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 598号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年9月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字椎木字青柳1223-1、大字川原字百合野1515-7、字溜水1580-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 599号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年9月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字早稲藪2873-3 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 600号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年9月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字下興地1618-1・1619 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 601号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年9月15日から平成28年9月29日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町榎峰字松崎ノ下未4	旧	4.4~5.9	11.2
			91番5地先から同市同町榎峰同字未491番3地先まで	新	6.9~7.1	

宮崎県告示第 602号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 9 月15日から平成28年 9 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町榎峰字松崎ノ下未 494番 4 地先から同市同町榎峰同字未 492番 1 地先まで	旧	3.0～5.5	62.4
				新	8.9～18.1	62.4

宮崎県告示第 603号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	こうきり谷川	10- 427- 1 - 061	土 石 流
	槍右谷川	10- 427- 2 - 076	土 石 流
	槍左谷川	10- 427- 2 - 077	土 石 流
	槍 谷 川	10- 427- 2 - 078	土 石 流
	クロジュ谷川	10- 427- 2 - 079	土 石 流
	松 内 谷 川	10- 427- 2 - 081	土 石 流
	右松内谷川	10- 427- 2 - 082	土 石 流
	陰	I - 1 - 1719	急傾斜地の崩壊
	松 内	I - 1 - 1749	急傾斜地の崩壊

家田 - 3	II - 1 - 7803	急傾斜地の崩壊
松内 - (1)	II - 1 - 7804	急傾斜地の崩壊
松内 - (2)	II - 1 - 7805	急傾斜地の崩壊
松内 - (3)	II - 1 - 7806	急傾斜地の崩壊
槍 - 1	II - 1 - 7807	急傾斜地の崩壊
槍 - 2	II - 1 - 7808	急傾斜地の崩壊
槍 - 3	II - 1 - 7809	急傾斜地の崩壊
槍 - 4	II - 1 - 7810	急傾斜地の崩壊
家田 - 4	II - 2 - 0427	急傾斜地の崩壊
家田 - 4 - 新①	II - 2 - 0427 - 新①	急傾斜地の崩壊
松内 - (4)	II - 2 - 0428	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 604号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	こうきり谷川	10- 427- 1 - 061	土 石 流
	槍右谷川	10- 427- 2 - 076	土 石 流
	槍左谷川	10- 427- 2 - 077	土 石 流
	槍 谷 川	10- 427- 2 - 078	土 石 流
	クロジュ谷川	10- 427- 2 - 079	土 石 流

松 内 谷 川	10- 427- 2 - 081	土 石 流
右松内谷川	10- 427- 2 - 082	土 石 流
陰	I - 1 - 1719	急傾斜地の崩壊
松 内	I - 1 - 1749	急傾斜地の崩壊
家 田 - 3	II - 1 - 7803	急傾斜地の崩壊
松内- (1)	II - 1 - 7804	急傾斜地の崩壊
松内- (2)	II - 1 - 7805	急傾斜地の崩壊
松内- (3)	II - 1 - 7806	急傾斜地の崩壊
槍 - 1	II - 1 - 7807	急傾斜地の崩壊
槍 - 2	II - 1 - 7808	急傾斜地の崩壊
槍 - 3	II - 1 - 7809	急傾斜地の崩壊
槍 - 4	II - 1 - 7810	急傾斜地の崩壊
家 田 - 4	II - 2 - 0427	急傾斜地の崩壊
家田- 4 - 新①	II - 2 - 0427 - 新①	急傾斜地の崩壊
松内- (4)	II - 2 - 0428	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、平成28年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成28年9月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 試験の日時
平成28年11月11日(金曜日)午前10時から正午まで
- 試験の場所
宮崎市橋通東1丁目9-10
宮崎県庁3号館 351会議室
- 受験願書の受付期間
平成28年9月26日(月曜日)から10月14日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。なお、郵送の場合は、10月14日付けの消印のあるものま

で有効とする。

- 受験願書の提出先
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部産業振興課
- 受験願書の提出方法
郵送又は持参
- 受験手数料
8,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)
- その他
 - 受験願書は、宮崎県商工観光労働部産業振興課において配布する。
郵送を希望する場合は、返信用封筒(21センチ5ミリ×30センチ以上)に切手を貼り、宛先明記の上請求すること。
なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。
 - 詳細については、宮崎県商工観光労働部産業振興課(電話0985-26-7095)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、昭和土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年9月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 口 長 徳	えびの市大字栗下80番地1
理 事	伊集院 國 光	えびの市大字栗下1617番地2
理 事	山 下 一 男	えびの市大字小田1104番地
理 事	丸 尾 高 水	えびの市大字小田 672番地
理 事	井川原 修	えびの市大字末永 333番地
理 事	星 指 順 一	えびの市大字池島 583番地
理 事	有 村 静 夫	えびの市大字栗下 421番地2
理 事	木 下 信 義	えびの市大字栗下44番地3
監 事	塩 川 国 興	えびの市大字栗下1586番地
監 事	加世田 純 徳	えびの市大字小田 674番地2
監 事	藏 本 幸 一	えびの市大字栗下 867番地1
監 事	木 原 保 則	えびの市大字池島 369番地

(任期：平成32年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 口 長 徳	えびの市大字栗下80番地 1
理 事	伊集院 國 光	えびの市大字栗下1617番地 2
理 事	山 下 一 男	えびの市大字小田1104番地
理 事	丸 尾 高 水	えびの市大字小田 672番地
理 事	井川原 修	えびの市大字末永 333番地
理 事	星 指 順 一	えびの市大字池島 583番地
理 事	有 村 静 夫	えびの市大字栗下 421番地 2
理 事	今 藤 堅一郎	えびの市大字栗下37番地 3
監 事	塩 川 国 興	えびの市大字栗下1586番地
監 事	加世田 純 徳	えびの市大字小田 674番地 2
監 事	藏 本 幸 一	えびの市大字栗下 867番地 1
監 事	木 原 保 則	えびの市大字池島 369番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	清 水 通 治	川南町大字川南 18247番地 3
理 事	井 尻 恵 雄	川南町大字川南 26195番地 1
理 事	樽 見 一 寛	川南町大字川南 18318番地
理 事	間 野 雄 一	川南町大字川南 14460番地 3
理 事	湯 地 信 一	川南町大字川南 25273番地 6
理 事	阿 部 芳 治	川南町大字平田3025番地 6
理 事	染 川 良 昭	川南町大字川南 18688番地
理 事	井 上 浩一郎	川南町大字川南5199番地1193
理 事	金 川 忠 司	川南町大字川南 19243番地 2

公共測量を次のとおり実施する。

平成28年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類
公共測量（用地測量）

2 作業地域
宮崎市大字赤江

3 作業期間
平成28年 9 月15日から平成29年 1 月12日まで

役 名	氏 名	住 所
理 事	河 野 徹	川南町大字川南8965番地 1
理 事	日 高 昭 彦	川南町大字川南 13680番地 1
理 事	河 野 正 和	都農町大字川北4874番地 2
監 事	網 代 宗 章	川南町大字平田3420番地
監 事	黒 木 玲 二	都農町大字川北1828番地 1

（任期：平成32年 8 月 5 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	清 水 通 治	川南町大字川南 18247番地 3
理 事	井 尻 恵 雄	川南町大字川南 26195番地 1
理 事	樽 見 一 寛	川南町大字川南 18318番地
理 事	間 野 雄 一	川南町大字川南 14460番地 3
理 事	湯 地 信 一	川南町大字川南 25273番地 6
理 事	阿 部 芳 治	川南町大字平田3025番地 6
理 事	染 川 良 昭	川南町大字川南 18688番地
理 事	井 上 浩一郎	川南町大字川南5199番地1193
理 事	金 川 忠 司	川南町大字川南 19243番地 2
理 事	河 野 徹	川南町大字川南8965番地 1
理 事	日 高 昭 彦	川南町大字川南 13680番地 1
理 事	河 野 正 和	都農町大字川北4874番地 2
監 事	熊 本 清	川南町大字川南 19046番地
監 事	姫 野 鋭 一	川南町大字川南6690番地 1

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年9月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 パーソナルコンピュータ 1,469台
(クライアントパソコン、周辺機器、ソフトウェア等)
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年12月27日
- (4) 契約期間 平成29年1月1日から平成33年12月31日まで(60月)
- (5) 納入場所 仕様書別紙による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること(入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること。)

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、1(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
ア 平成28年宮崎県告示第137号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務のものであること。
イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。
エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

なお、第三者は、入札に参加できない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出し、事前に審査を受けること

。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7045

イ 提出期限 平成28年10月7日午後5時

ウ 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 平成28年9月15日から平成28年9月30日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 期間 平成28年9月15日から平成28年10月26日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 交付期間 平成28年9月15日から平成28年10月26日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁附属棟 304号室 宮崎市橋通2丁目10番1号

(2) 日時 平成28年9月27日午後1時30分

8 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 平成28年10月14日午後5時

イ 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

ウ 提出方法 電子メールによること

(アドレスjohoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp)。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 提出期限 平成28年10月26日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁本館 3 階会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- (2) 日時 平成28年10月27日午後 1 時30分
- 11 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。
- 12 入札の無効に関する事項
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 13 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- 14 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
- 15 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 16 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 17 Summary
- (1) Nature and Quantity of Goods up for Bid: Personal computers (1,469 computers)
- (2) Bidding Deadline: 5:00 PM on October 26, 2016
- (3) Contact Point for Inquiries: Information Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN TEL: +81- 985-26- 7045

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
宮崎県庁本庁舎（本館（附属棟を含む。）及び 1 号館）で使用する電気
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務課 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成28年 8 月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 F - P o w e r 東京都港区六本木一丁目 8 番 7 号
- 5 落札金額
29,843,478円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成28年 7 月14日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名及び数量
タブレット型情報端末賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県教育庁学校政策課 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番10号
- 3 落札者を決定した日
平成28年 8 月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 富士電機 I T ソリューション株式会社宮崎支店 宮崎県宮崎市江平西 1 丁目 3 番 6 号
(2) 富士通リース株式会社九州支店 福岡県福岡市博多区東比恵 3 丁目 1 番 2 号
- 5 落札金額
34,810,560円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成28年 7 月 7 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名
宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）で使用する電気
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部施設設備課 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
- 3 落札者を決定した日
平成28年 8 月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社 代表取締役 西山 大輔
東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号
- 5 落札金額
54,781,356円（消費税込み。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年 7 月14日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名
I C カード運転免許証作成システムの賃貸借及び消耗品の供給の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
- 3 落札者を決定した日
平成28年 8 月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 D N P アイディシステム 代表取締役 朝長 通博

東京都新宿区新宿 4 丁目 3 番17号

- 5 落札金額
277,830,064円 (消費税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年 7月21日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第23号

警備業法 (昭和47年法律第 117号) 第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成28年 9月15日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	3号警備業務	平成28年12月7日(水)から同月9日(金)まで	15名

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先
受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。
- (2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
3号警備業務 (追加取得講習)	平成28年10月24日(月)から11月4日(金)まで(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書 (受講申込者の写真 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの) を貼り付けたもの)

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
追加取得講習	3号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会 (代表電話0985-28-0518) に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係 (代表電話0985-31-0110) に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第49号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第

76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成28年9月2日現在次のとおりである。

平成28年9月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,662人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 216,636人

宮崎県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成28年9月2日現在次のとおりである。

平成28年9月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

宮崎市選挙区	111,080人
都城市選挙区	46,123人
延岡市選挙区	35,442人
日南市選挙区	15,688人
小林市・西諸県郡選挙区	16,013人
日向市選挙区	17,340人
串間市選挙区	5,549人
西都市・西米良村選挙区	9,184人
えびの市選挙区	5,840人
北諸県郡選挙区	6,901人
東諸県郡選挙区	7,788人
児湯郡選挙区	19,851人
東臼杵郡選挙区	8,224人
西臼杵郡選挙区	6,010人

--	--